

議案第 1 1 5 号

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例の廃止について

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」を民間事業者に譲渡するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例(平成11年勝山市条例第11号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。